

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」(第13回)
2. 日時	平成24年11月22日(木)午後2時～3時25分
3. 議案	インサイダー取引防止に向けた対応の方向性(案)についての主な意見等
4. 主な内容	<p>「インサイダー取引防止に向けた対応の方向性(案)」(以下、「対応の方向性(案)」という。)について本ワーキング・グループの委員等から寄せられた意見を踏まえ、事務局より、本件に関する方向性として以下のとおりとすることについて提案(資料1)が行われ、一同の了承を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件に関する運用に係る事項の例示等を記載した『「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方』(以下、「規則の考え方」という。)を新たに作成すること ・ 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(以下、「規則」という。)において、「規則の考え方」を別途定める」旨の規定を追加すること <p>引き続き、事務局より、対応の方向性(案)の各項目について、本ワーキング・グループの委員等から寄せられた意見の紹介及び当該意見を踏まえた対応案(資料2)についての説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>本件については、今後、「規則の考え方」の事務局案を作成のうえ、本ワーキング・グループの委員等から意見募集を行い、その結果を踏まえて具体的な検討を行うこととなった。</p> <p>(主な意見等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人関係情報の取扱いの厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「銘柄名さえ言わなければ法人関係情報ではない。」といった誤った考えが今般の一連の問題を引き起こしたという背景がある。何か一言伝えただけで、伝達相手にとって法人関係情報が推知されてしまうこともあるので、「規則の考え方」では示唆情報を具体的に例示するというよりは、その考え方を明示して欲しい。 ・ どのような形で伝達したにしろ、伝達相手が法人関係情報を推知した段階で法人関係情報の伝達になるので、示唆情報や他の情報と相まって法人関係情報になり得る情報の具体例を示す必要はないと考える。 ・ 法人関係情報そのものの概念が不明瞭なので、軽微基準や発生時期の考え方のようなものも例示してもらいたい。 <ul style="list-style-type: none"> → 今後、示唆情報等の考え方を示していき、その際に改めて検討頂きたい。(事務局) 2. 営業部門と法人関係部門の関係の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達手続の明確化については、プロセスに限ったものを想定しているのか、伝達のタイミングや対象者も含めたものを想定しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → プロセスに加え、タイミングや対象者について、各社で決めるべき項目の例示をしていきたい。(事務局) ・ タイミングや対象者は様々なケースがあると思われるので、例示までは必要ないのではないか。 ・ ウォールクロスは極めて非日常的なケースであるので、その考え方を示せば良いと考える。

	<p>→ 頂戴したご意見を踏まえて具体案を示させていただきたい。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アナリストが「(ある特定の銘柄について) コメント出来ない。」と言うケースも「示唆情報」であるとする。 ・ 管理すべき法人関係情報に「示唆情報」まで含めると、その登録やモニタリングといった問題が生じてくる。「示唆情報」については伝達だけ管理すればよいのではないか。 <p>→ 頂戴したご意見を踏まえて具体案を示させていただきたい。(事務局)</p> <p>3. 営業部門における内部管理態勢の強化</p> <p>→ 特段の意見交換なし。</p> <p>4. 営業部門と顧客の関係の見直し</p> <p>→ 特段の意見交換なし。</p> <p>5. 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業部門からアナリストへの問い合わせ及びそれに対するアナリストの回答の例示については、詳細に示せば示すほど逆効果だと思われる。考え方を示せばいいのではないか。 <p>→ 頂戴したご意見を踏まえて具体案を示させていただきたい。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラックアウトは、シ団運営の絡みもあるので、個社の対応だけでは済まない面もあると考える。本ワーキング・グループで様々な議論をしていただきたい。 ・ アナリストレポートを公表するにあたり、この程度であれば届出前勧誘には当たらない、というような一定程度の業界の合意に向けて議論させていただきたい。 <p>→ あるべき姿について論点整理の上、今後議論させていただきたい。(事務局)</p> <p>6. 社内のモニタリング態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング態勢を構築する旨の規定を規則に追加するとあるが、規定の追加については議論が必要と考える。現在の規則でも対応可能なのではないか。 <p>→ 現行の規則では定期的な検査に限定された記載になっているので、もう少し柔軟な対応を促す意味からモニタリングに係る規定の追加を示させていただいたものである。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日常的な」モニタリングをどう考えるのか、今後議論が必要と考える。 <p>→ 今後議論させていただきたい。(事務局)</p> <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ワーキング・グループの今後のスケジュール感はどうなっているのか。 <p>→ 対応の方向性については12月の自主規制会議に報告する予定である。対応の具体的な考え方は本ワーキング・グループでの議論を重ねる必要があるため、年を跨いで検討していくことになると思われる。(事務局)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)